



厚生労働省北海道労働局発表
令和元年6月28日

担 当	厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課 課長 戸高 正博 主任監察監督官 佐藤 浩一 電話 011-709-2311 (内線 3541)
--------	--

報道関係者各位

1,827 件の申告事案に対応

～平成30年申告事案の概要について～

北海道労働局（局長 ^{ふくし} 福士 ^{わたる} 亘）管下の17労働基準監督署・支署では、労働者から申告（労働者が事業場における労働基準関係法令違反に関する事実を労働基準監督署に通告すること。）が行われた場合、労働基準監督官が臨検監督等を行い、違反事実の有無を確認しています。

違反が認められた場合には、事業主にその是正を指導しています。

この度、平成30年（1月から12月まで）の申告事案の概要について取りまとめましたので公表します。

申告件数は、平成25年以降、年間1,700件以上となっています。また、賃金不払が申告事項の約8割を占め、これに解雇を加えると約9割を占めています。

平成30年申告事案概要（資料参照）

1 申告処理件数

1,827件（対前年比 +97件 +5.3%）

2 申告事項別件数（上位2項目、重複あり）

賃金不払：定期賃金が支払われない、残業代が支払われないなど

1,376件（対前年比 +4件 +0.3%）

解雇：法定の解雇予告、または解雇予告手当の支払がされずに解雇されたなど

219件（対前年比 +19件 +8.7%）

3 業種別件数（上位4業種）

商業 349件（対前年比 +45件 +12.9%）

接客娯楽業 305件（対前年比 +40件 +13.1%）

建設業 268件（対前年比 +2件 +0.7%）

保健衛生業 229件（対前年比 -31件 -13.5%）

北海道労働局では、引き続き、労働者の置かれた状況に配慮の上、懇切・丁寧な対応に努め、迅速・的確に監督指導を実施してまいります。また、法違反を繰り返すなどの悪質な事業主については、送検手続をとるなど厳正に対処します。

1 申告処理件数

申告処理件数は、1,827件（対前年比 +97件、+5.3%）でした。

2 申告事項別件数

申告事項別にみると、上位2項目は、

賃金不払 1,376件（対前年比 +4件、+0.3%）
（定期賃金、残業代又は休業手当が支払われないなど）

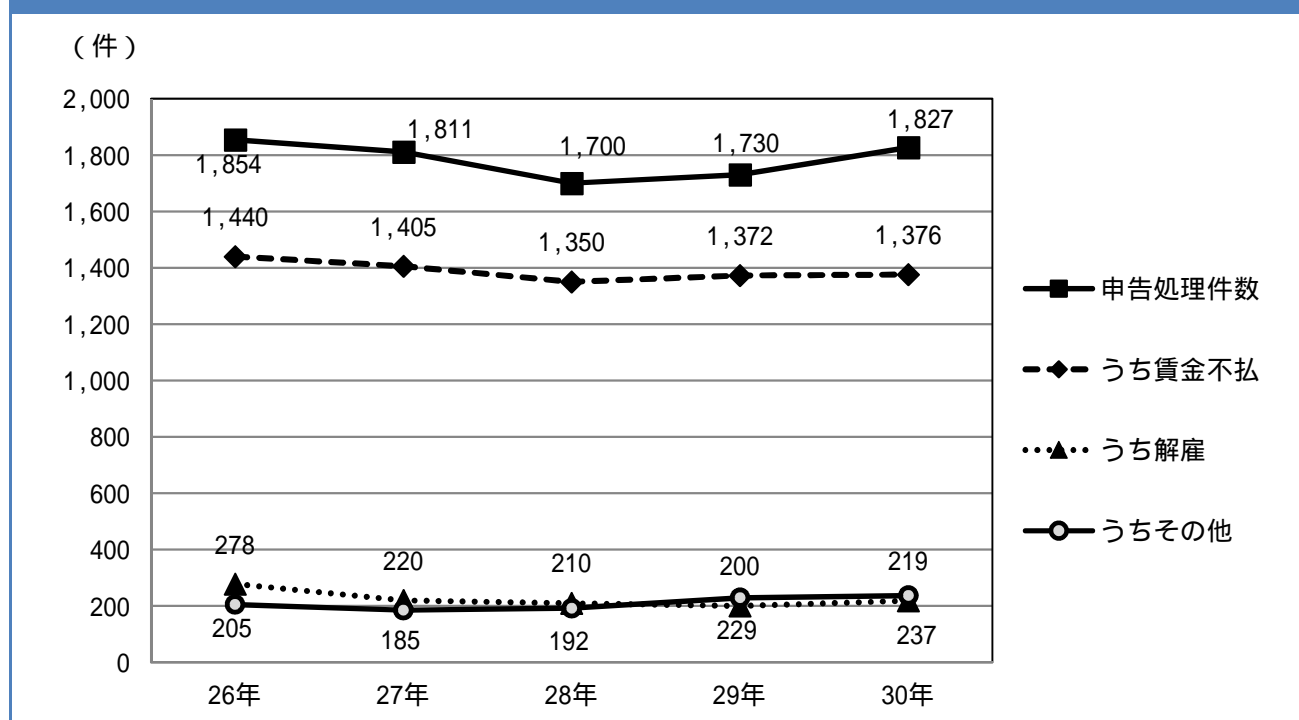
解雇 219件（対前年比 +19件、+8.7%）

（法定の解雇予告または解雇予告手当の支払がされずに解雇されたなど）

でした。賃金不払が75.3%、解雇が12.0%を占めています。

その他の事項としては、許可なく北海道最低賃金額を下回る賃金を支払った、違法な時間外労働がある、などがあります。

図1 申告処理件数及び申告事項別件数



（注）1名の労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告事項別件数の合計と申告件数は一致しません。

3 業種別件数

業種別にみると、上位4業種は、

商業 349件（対前年比 +45件 +12.9%）

接客娯楽業 305件（対前年比 +40件 +13.1%）

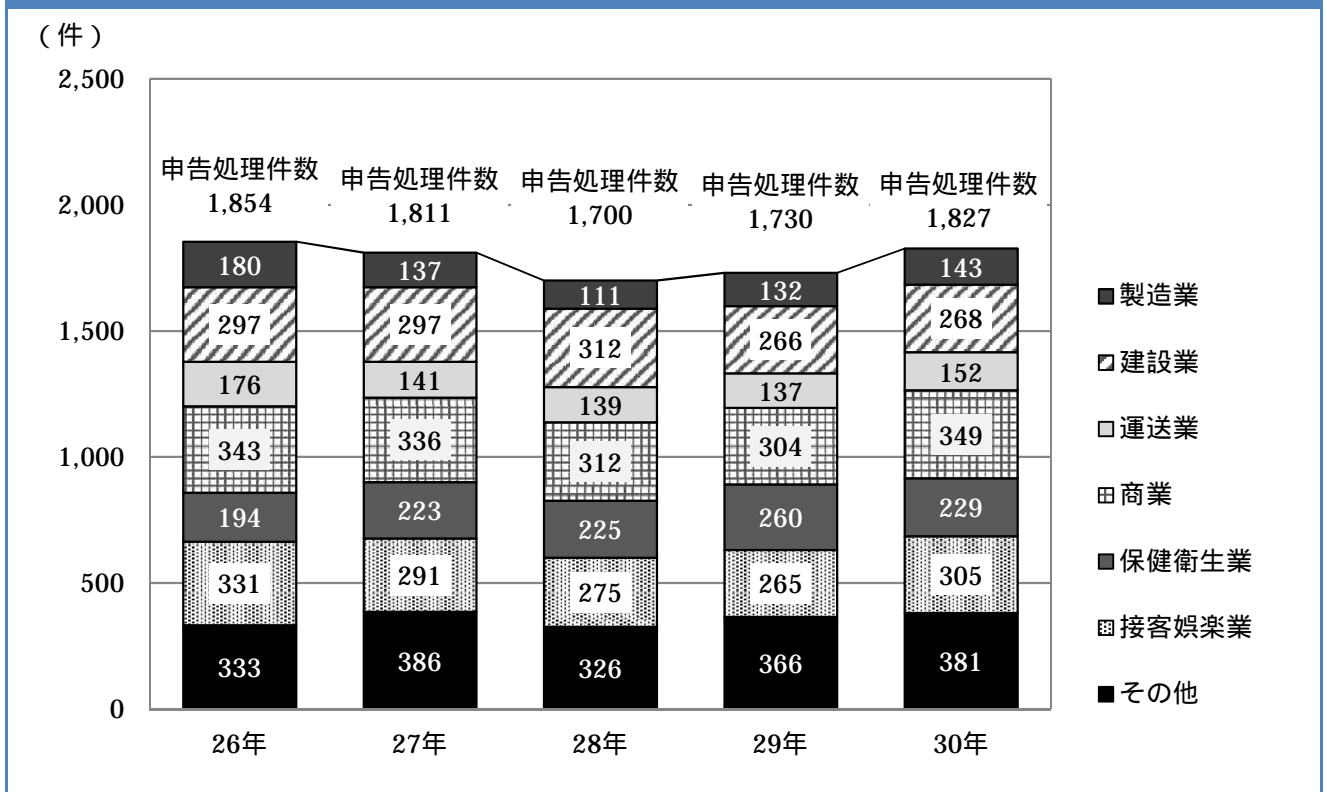
建設業 268件（対前年比 +2件 +0.7%）

保健衛生業 229件（対前年比 -31件 -13.5%）

の順でした。

100件以上の申告を受理した業種は、ほかに運送業（152件）、製造業（143件）でした。

図2 主な業種別件数



(注) 主な業種は、申告受理件数が100件以上の業種としました。

4 監督指導事例

賃金不払 (社会福祉施設)	業務中に起こした交通事故による社用車の修理費を労働者の同意なく定期賃金から控除し、全額支払わなかった。
監督署の指導 不払となっていた定期賃金について、労働基準法第24条違反を是正勧告した。	
会社の対応 → 会社は、労働者に不払となっていた定期賃金全額を支払った。	
割増賃金不払 (接客娯楽業)	労働者の深夜(午後10時から午前5時まで)労働について、法定の割増賃金を支払わなかった。
監督署の指導 使用者は、深夜業について割増賃金を支払わなければならないことを知らなかったことから発生したが割増賃金の支払について、労働基準法第37条違反を是正勧告した。	
会社の対応 → 会社は、労働者に不払となっていた割増賃金を支払った。	

**解雇
(農業)**

解雇を行うに当たり、労働基準法で定められた手続(解雇予告手当の支払い)を行うことなく、労働者を即日解雇した。

監督署の指導

即日解雇するにあたり解雇予告手当(30日分以上の平均賃金)を支払っていなかったことについて、労働基準法第20条違反を是正勧告した。

会社の対応

会社は、労働者に不払となっていた解雇予告手当(30日分以上の平均賃金)の全額を支払った。

**最低賃金不払
(バス業)**

試用期間中の賃金について、北海道最低賃金を下回る賃金額で賃金を支払っていた。

監督署の指導

北海道最低賃金に満たない賃金について、最低賃金法第4条違反を是正勧告した。

会社の対応

会社は、労働者に不払となっていた北海道最低賃金額に対する不足分を支払った。

**年次有給休暇
の不取得
(教育研究業)**

補助教員として勤めていた労働者が年次有給休暇を請求したところ、有給休暇制度はないと言われ取得できなかった。

監督署の指導

年次有給休暇を付与しなかったことに対して、労働基準法第39条違反を是正勧告した。

会社の対応

会社は、年次有給休暇制度を確立し、労働者に付与することとした。